

## 第 14 回決済システムフォーラムの議事の概要

2011 年 12 月 15 日開催（於：日本銀行本店）

日本銀行

### 1. 開会挨拶（日本銀行 山本理事）

本年 3 月に東日本大震災が発生し、多くの方が犠牲になられ、建物、設備の被害も広範かつ甚大なものとなった。また、電力供給面の制約も発生した。決済システムや金融機関にも、直接的な被害や間接的な影響が生じた。それにもかかわらず、国内の決済システムは安定的な稼働を継続し、わが国の決済・金融機能を正常に維持することができた。これには、決済システムや金融機関をはじめとする、関係者の方々のこれまでの地道な取組みが大きく寄与したものと受け止めている。これまでの多大なご努力に敬意を表したい。

国内決済システムを巡っては、最近、いくつかの大きな動きがあった。資金決済面では、11 月に全銀ネットの第 6 次全銀システムと日銀ネットの次世代 RTGS 第 2 期対応が稼働を開始した。証券決済面では、国債決済期間の短縮に向けた関係者の検討が進められ、まず来年 4 月に T+2 決済への移行が定められた。この間、日銀ネットの再構築プロジェクトである新日銀ネットも、2013～15 年度にかけての段階的なカットオーバーに向けて開発作業を進めている。

小口決済手段の分野では、電子マネーの利用拡大の動きが続いている。また、昨年 4 月に施行された資金決済法の下で、国内外で送金サービスを提供する資金移動業者も増えつつある。一方で、従来から決済サービスを提供してきた金融機関やその関係機関も様々な取組みを進めている。

オーバーサイトの関係では、中央銀行と証券監督当局の共同による国際基準見直しの作業が続いている。国際基準は、中央銀行や証券監督当局が資金決済システム、証券決済システム、清算機関等のオーバーサイトや監督を行う際の評価の基準となるものであり、わが国からは日本銀行と金融庁が作業に参画している。本年 3 月には新基準の市中協議案が公表され、世界中の関係者から多数のコメントが寄せられた。これらを踏まえ、来年前半の基準の最終確定、公表に向けて、現在も大詰めの議論を行っている。

こうした決済を巡る様々なテーマに関する活発な情報交換、意見交換を通じて、実りある会合となることを期待している。

## 2. 決済システム運営関係

### (1) 日銀ネット・全銀ネットの動向

#### (i) 日本銀行からの説明

日銀ネットの次世代RTGS第2期対応は、11月14日に順調に稼働を開始した。2008年に実施した第1期対応では、日銀当座預金RTGSに流動性節約機能を導入するとともに、外為円決済取引の完全RTGS化を実現した。今般の第2期対応は、全銀システムで1日1回の時点ネット決済で処理されている内国為替取引のうち、1件1億円以上の大口取引をRTGS処理の対象に加えたものである。次世代RTGSプロジェクトの完了により、銀行間の資金決済から、国債、社債、CP等の取引に伴う資金決済、企業間等の大口決済に至るまで、わが国の大口資金決済のRTGS化が達成された。

稼働開始後の状況をみると、大口内為取引の平均決済時刻は、従来の決済時点である16:15（月末日は17:15）から午前中へと大幅に早期化した。全銀システムから電文を受信した後の同時決済口での待機は短時間に収まっており、内為加盟行による適切な流動性投入の下、円滑な決済が行われている。稼働開始後最初の月末日（11月末）も、大口内為取引専用時間帯が有効に活用され、円滑な決済が行われた（平均決済時刻は10:30頃）。このほか、市場取引等の取引に伴う資金決済も、第2期対応の稼働開始前と同様に進捗している。

今後も、同時決済口での決済が全体として円滑に行われるようフォローするとともに、全銀ネット等における決済状況のフォロー、リスク管理策の検討、新たな障害対応策の訓練等についてサポートしていく考えである。

#### (ii) 全国銀行資金決済ネットワークからの説明（質疑への回答を含む）

全銀システムは1973年に稼働を開始し、過去5回にわたるシステム更改を経て、本年11月14日に第6次システムがカットオーバーした。処理能力は当初の100万件/日から2,000万件/日まで拡大したほか、機能面での追加・改善を順次実施してきた。

第6次システムの開発にあたっては、金融審議会の資金清算業に関する論点や、BIS/CPSSの「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」への対応等を踏まえつつ、検討を進めてきた。主な施策としては、大口内為取引（1億円以上）の日銀ネット次世代RTGS決済化による銀行間決済リスクの削減、IP-VPN網やXML（ISO20022）の採用による国際化・標準化への対応、新

ファイル転送の導入によるシステムの効率性や柔軟性の向上、業務継続体制の強化等を実施した。

カットオーバー後、全銀センターと加盟金融機関において大きな障害や混乱なく、順調に稼働している。大口内為取引が時点ネット決済の対象外となることにより、全銀システムが負う日中決済リスクは金額ベースで約7割削減された。一方、大口内為取引のRTGS化により、顧客への入金時間が従来に比べ幾分遅くなるケースも一部で生じるものの、当社や加盟金融機関において顧客への事前説明に努めたこともあり、苦情の声は聞かれていない。

今後も、安定稼働の継続に努めるとともに、大口内為取引のRTGS化に伴う仕向超過額の変化の状況等に応じて、適切なリスク管理策を検討していく。

## **(2) 小口決済を巡る動向**

### **(i) 日本銀行からの説明**

わが国の小口決済手段の利用動向をみると、クレジットカードが高い伸びをみせており、電子マネーも増加を続けている。また、現金も引き続き高いシェアを維持している。これに対し、米欧諸国では、クレジットカードが伸び悩み、電子マネーが殆ど浸透しない一方で、デビットカードが顕著な伸びをみせている。

今後、わが国では、決済サービス事業者の多様化が進んでいくものとみられる。たとえば、昨年4月に施行された資金決済法の下で資金移動業者やサーバ型電子マネー発行業者が増えつつある。また、国際カードブランドがクレジットカード以外の決済手段の提供に向けた取組みを進めている。さらに、わが国で急速に普及しているスマートフォンにNFC（Near Field Communication：近距離無線通信規格）等の非接触IC技術の搭載が進めば、決済の媒体の多様化も進展する可能性がある。

### **(ii) 全国銀行協会からの説明（CD・ATM オンライン提携網関係）**

全国キャッシュサービス（Multi Integrated Cash Service：MICS）は、1990年に稼働を開始した民間金融機関9業態相互間のCD・ATM オンライン提携網である。これにより、全国のMICS加盟金融機関のCD・ATMを利用して、キャッシュカードによる現金引出し、残高照会、振込時の受取人の口座確認等を行うことが可能となった。

MICSは、2004年から、都銀キャッシュサービス（BANCS）、全国カードサービ

ス（ACS）等の業態内オンライン提携網とともに統合 ATM スイッチングサービスを利用している。同サービスは、金融機関同士の CD・ATM を相互利用するためのオンライン中継サービスであり、利用金融機関には MICS 加盟金融機関のほか、ネット銀行や証券会社等の一部も含まれる。これら利用金融機関は、その円滑な運営を図ることを目的に、2003 年に統合 ATM スイッチングサービス利用者組織を設立した。

近年、MICS 加盟金融機関が単独で設置した CD・ATM の台数は概ね横ばいで推移している。取引金額は、業態間・業態内を合わせたベースで減少が続いている。取引件数は、業態間のベースでみると、現金支払は減少傾向にある一方、振込時の受取人口座確認は微増している。

### (iii) 日本電子決済推進機構からの説明（J-Debit 関係）

J-Debit（デビットカード）は、金融機関が発行するキャッシュカードをそのまま使い、加盟店において代金支払ができる即時決済サービスである。国内の殆どの金融機関（約 1,200 行）が発行するキャッシュカード（約 4.1 億枚以上）が利用可能であり、加盟店舗等も全国で 33 万か所以上に上るため、潜在的な顧客数は非常に多い。

2000 年に全国サービスを開始して以来、クレジットカードとの共用端末化、IC キャッシュカードの利用可能化等を実現してきた。

J-Debit を用いた決済では、店舗等にて J-Debit 端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することにより、取引金額が利用者の預金口座から即時に引き落とされる。金融機関間の決済額は、クリアリングセンターにおいて日次で清算され、2 営業日後に全銀システムを介してネットベースで決済されるため、金融機関にとっては決済コストを圧縮できるメリットがある。加盟店にとっては、加盟店手数料の水準がクレジットカードよりも低いことや、確実かつ迅速な代金回収が可能であることがメリットとして挙げられる。こうした加盟店手数料の水準の低さは、例えば家電量販店での顧客へのポイント還元率の高さに反映され、顧客からも広く利用されている。また、高額取引が可能である特性を活かし、仕入れ代金等の支払目的で B to B 取引にも利用されている。

取引件数・金額は、サービス開始当初は急増した。しかし、2006 年の預金者保護法の施行を受け、各金融機関が ATM からの 1 日当たり引出可能額を 50 万円程度に制限したことにより、J-Debit の利用可能額も同額が上限となり、その後は取引金

額が減少傾向を辿っている。一方、取引件数は 2006 年以降も堅調に推移している。最近では、本年 3 月の震災後に件数・金額ともに大幅な減少がみられたほか、7 月以降は、地上デジタル放送への完全移行に伴い、家電小売業を中心に取引金額の低迷が続いているなど、加盟店の売上の変動を介して社会の環境変化や景気動向の影響が取引実績に敏感に反映される傾向がある。

昨年、地方公共団体や政府機関の公金納付に対応した「J-Debit 納付方式」を導入した。これを受け、2012 年初から兵庫県の 9 公立病院が J-Debit の導入を予定している。今後も、ペイジー (Pay-easy) やクレジットカードと相互に補完しつつ、利用者に対して公金分野でのキャッシュレス決済の環境を提供していきたい。

### 3. 業務継続体制上の課題 —— 震災を踏まえた対応

#### (1) 日本銀行からの説明 (質疑に対する回答を含む)

東日本大震災において、日本銀行は、震災の 15 分後に災害対策本部を設置。直ちに民間金融機関・決済システムの状況を確認し、早い段階で第一報として、①本支店が無事に営業を継続していること、②日銀ネットの運行に支障がなく通常稼働していること、③金融市場の安定および資金決済の円滑を確保するため、流動性の供給に万全を期すことを公表した。今回の震災では、日本の被災状況について海外を中心に様々なルーマーが流れた。それだけに正確かつ迅速な情報発信の重要性が改めて認識されたところである。東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応については、本年 6 月にこれを取りまとめたレポートを公表し、英訳も公表した。このほか、国際会議等の場において、震災後の状況や教訓に関する報告を行っている。今後も、国内外への積極的な情報発信に努めていきたい。

また、被災地に対しては、震災日当日に内閣府特命担当大臣 (金融) と日本銀行総裁の連名で「金融上の特別措置」を発出するとともに、土日を含めた現金の供給、損傷現金の引換え、国庫金の円滑な支払等に努めた。また、日本銀行は、その後、金融政策面等からも、過去最高の資金供給による金融市場の安定確保や、リスク性資産を中心に資産買入れ等の基金を増額する等、様々な対応を講じた。

一方、民間金融機関や決済システム運営主体では、①休日営業による預金者への対応、②業務継続に必要な帳票のリレー搬送、取引金融機関以外での預金の払戻し等の金融機関間の連携・協力、③手形交換所の参加地域の拡大、④全銀システムの時間延長、④市場レベル BCP による情報共有、⑤金融市場取引急増への対処、⑥計画停電への対応など、預金者や企業ニーズに応える懸命な取組みを通じて、金融・決済機能

の維持を実現した。

こうした東日本大震災の経験を踏まえ、今後検討すべき業務継続体制上の課題は、少なくとも①被災シナリオの十分性の検証、②業務継続の実効性の確保、③関係者相互の連携の3点だと考えている。

被災シナリオという点では、政府が検討を進めている、首都直下地震と地方における地震・津波対策を十分に念頭におく必要がある。特に首都直下地震対策では、政府が、現在「首都中枢機能確保検討会」を立ち上げ、首都直下地震対策大綱の実効性の確認作業を進めている。同大綱では、日本銀行および決済システムは経済中枢機能としての役割が明記されている。我々としては、社会インフラの長期機能不全、公共交通機関の長期途絶など、今後、被災シナリオが更に厳しいものになることも念頭に置いて準備しておく必要がある。

業務継続の実効性の点では、交通機関の途絶を念頭に置いた要員の確保や、業務継続拠点の立地状況、電源確保の改めての点検が重要になる。

関係者相互の連携の点では、政府、省庁、社会インフラ事業者との連携が必要不可欠である。たとえば、被災地に現金を搬送するには、燃料が必要であり、道路を通行する許可証も必要になる。関係者の事前の連携としっかりとした取決めの重要性は、今回の震災で改めて認識されたことと思う。また、こうした社会インフラ等を担う企業と連携しながら、ストリートワイド訓練を実施・充実させていくことが不可欠である。昨年秋に全国銀行協会主催の下、初めての訓練が実施されたが、今後も、訓練の一層の充実と参加者の拡大が重要である。

## **(2) 全国銀行協会からの説明（手形交換制度関係）**

東日本大震災では、被災地の一部の手形交換所で施設が損壊し、使用不能となった。また、参加金融機関の支店（交換参加店）や交通網にも甚大な被害が生じ、手形・小切手を交換所に持ち寄ることが困難となる事例が見られた。このため、盛岡、仙台、福島等の中核都市以外の小規模な手形交換所の多くが一時休業を余儀なくされ、地震発生の翌営業日（3月14日）時点では、東北地方の手形交換所（当時73）の約4割に及ぶ29の手形交換所が休業した。ただし、翌15日には、このうち15の手形交換所が再開した。

こうした休業手形交換所の状況把握と関係先への連絡やホームページへの掲載等の対応は、全国銀行協会（事務システム部）が担った。その後、内陸部を中心に休業手形交換所の再開が進んだが、津波による被害の大きかった岩手・宮城・福島

の沿岸部では、すぐに再開できない状況であることが明らかとなった（このうち、福島県の浪江と富岡の2手形交換所は現時点でも休業中である）。

このため、被災地の銀行や銀行協会、金融庁、日本銀行との相談を速やかに開始し、年度末の決済に間に合うよう、地震から2週間後（25日）には、休業手形交換所の交換参加店を地域の主要な手形交換所（盛岡、仙台、福島等）の交換参加地域に組み込む緊急措置を実施した。これにより、東北地方の手形決済の機能は概ね復旧した。

東日本大震災のように巨大で広域な災害の場合には、各手形交換所があらかじめ選定している代替施設での業務継続も困難となることが判明した。このため、今後は地域の中核的な手形交換所での業務継続がより円滑に実施できるよう、手形交換所を運営する各地銀行協会と協議を進めている。

今回は、全銀協の施設に被害が生じなかったことや、災害発生時に使用する「優先電話」が有効に機能したこと等から、比較的円滑に情報収集を行うことができた。しかし、首都直下型地震の発生など、もし東京が被災した場合には、東京手形交換所の業務継続をはじめ、全銀協自身が種々の困難に直面することが予想される。このため、東京被災時には、全銀協に代わり、大阪銀行協会が情報集約機能を担う取決めをあらかじめ定めている。その取決めの実効性を高めるよう、具体的な手続や作業内容について、今後検討を進めていく方針である。

### **（3）全国銀行協会からの説明（短期金融市場BCP関係）**

短期金融市場BCPは、災害発生時に短期金融市場（コール市場）の市場参加者の業務遂行の状況を共有するため、全国銀行協会が事務局となって運営している仕組みである。専用のウェブサイト进行を設け、災害時に情報収集や市場慣行変更の推奨の周知等を行えるよう整備している。

東日本大震災では、地震発生から約30分後に、事務局から全参加者に対し、市場取引・決済の可否等の業務状況を報告するよう要請し、その結果を専用ウェブサイトに掲載した。この結果、事務局が代行入力した金融機関も一部にみられたが、主要な取引・決済システムや多数の参加者が正常に業務を継続していることが確認されたため、市場慣行変更の推奨等を行うには至らなかった。

震災翌営業日以降も、業務状況の報告要請を計3回実施した。業務状況は、各参加者が状況の変化に応じて登録内容を更新することとなっているため、ウェブサイトでの登録内容は随時更新された。

#### **(4) 証券保管振替機構からの説明**

東日本大震災当日には、怪我人の発生やオフィスの損壊、システム障害は発生しなかった。しかし、投資信託振替制度に係る参加者の一部で業務が中断したため、同制度の一部業務の決済終了時限を1時間延長するとともに、回線障害が発生した参加者については当社の端末を利用することで、当日の決済を完了した。また、証券市場 BCP ウェブサイトと短期金融市場 BCP ウェブサイトを通じて、システムに問題がないことを公表した。

翌営業日には、通常通り業務を開始したものの、公共交通機関の乱れがみられたため、業務継続体制確保の観点から、念のため、全社的に宿泊体制を組み2週間にわたって継続した。また、翌営業日から3月22日までの間、当社、証券市場 BCP、短期金融市場 BCP の各ウェブサイトを通じて、システムが正常稼働し、業務継続がなされていることを始業時・終業時に公表した。さらに、東京電力の計画停電の実施に備え、本社ビル、システムセンター等における自家発電機の燃料残量と燃料供給体制を確認した。

その後、震災を踏まえた対応として、BCP 対策本部設置基準の見直し、公共交通機関不通時の業務継続体制の検証、バックアップオフィス運用の見直し、食料等の備蓄品の見直し、災害発生時における避難方針の明確化等を実施しており、バックアップ体制の検討等も進めている。

### **4. オーバーサイト関係**

#### **(1) 国際基準見直しの動向（日本銀行からの説明）**

国際決済銀行・支払決済システム委員会（BIS-CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、昨年初から、決済システムに関する国際基準の包括的見直しを開始した。本年3月～7月の市中協議を経て、現在、市中協議案<sup>1</sup>の修正が進行中であり、これと並行して評価手法（アセスメント・メソドロジー）の検討も進められている。これらの確定後、来年末までを目途に各国内の制度上の枠組みに反映される予定であり、日本銀行はオーバーサイトの評価基準としてこれらを活用していく。

市中協議案には、世界120先からコメントが寄せられ、市中協議案の修正に活用されている。日本からは、決済システム運営主体を中心に7先からコメントが寄せられ、国別にみると英・米に次いで多い。コメントが集中した原則は、信用リスクや資金流

---

<sup>1</sup> 市中協議案へのコメント内容は BIS ホームページ (<http://www.bis.org/publ/cpss94/cacomment.htm>) で閲覧可能である。



動性リスクなど参加者破綻時の備えに関連した原則のほか、業務継続等に必要な財務資源を求めるビジネスリスク、ガバナンス、分別管理・勘定移管、担保・証拠金、オペレーショナルリスク等である。なお合意に至っていない論点も残されており、これらについて協議が継続中である。

## **(2) 国際基準見直しを受けた今後のオーバーサイトの取組み（日本銀行からの説明）**

日本銀行のオーバーサイトでは、昨年5月に公表した基本方針に基づき、①決済システムの制度設計やリスク管理体制、運営状況等の把握、②安全性と効率性の評価、③改善に向けた働きかけを行っている。このうち安全性と効率性の評価においては、システミックな影響の大きいシステムについて、国際基準の適合状況を確認することを基本としている。

これまで日本銀行は、各決済システム運営主体との定例の面談や随時の意見交換、決済制度の新設・変更に関する検討への参画等を通じ、各システムの課題に関する認識の共有に努めてきた。また、国際基準の見直しに際しては、基準案について決済システム運営主体やその主要参加者との間で意見交換を行い、これを踏まえて、基準設定会合において、金融庁とも連携しつつ適切な基準策定に向けて議論してきたところである。

今後も、こうした国際基準の見直しに関する意見交換を継続していく考えである。また、新国際基準に照らし、各決済システムのリスク管理体制等をあらためて検証するとともに、体制強化に向けた取組みを支援していきたい。

以 上